

第3学年学生 諸君

学生主事

2023年度日本学生支援機構給付奨学生(予約採用)の募集について

このことについて、申請を希望する学生は、**別紙にて自らが対象となるかを確認**の上、希望する場合は下記受付期間に学生課学生係で配付する申請書類を受け取り、**各期限まで手続きを済ませること**。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分等があった場合を除く)。令和5年4月に第4学年に進級し、給付奨学生として採用された場合、令和5年4月分より奨学金が毎月支給されます。また、給付奨学金の支給対象の学生は、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、授業料・入学料(大学編入学・専攻科進学時)の減免を受けることができます。

記

- ・申請書類配付期間: **令和4年5月9日(月)～6月10日(金)**
- ・「スカラネット入力下書き用紙」等の学生課学生係への提出期限: **令和4年6月16日(木)**
- ・日本学生支援機構システム(スカラネット AC)登録期限: **令和4年6月23日(木)**
- ・日本学生支援機構へマイナンバー情報提出期限: **令和4年6月30日(木)日本学生支援機構必着**

※制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度(返済不要)【日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について【文部科学省ホームページ】

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

○対象：3年生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 学業成績等に関する基準

次のいずれかに該当すること

- ・ 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

(3) 家計の経済状況に関する基準

●収入基準

区分	収入基準	授業料減免額
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税である。 申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満*	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満*	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満*	第Ⅰ区分の減免額の1/3

※市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学賃金シミュレーター」から、ご確認ください。

「進学賃金シミュレーター」<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



●資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）